

【令和6年度】

藤沢市地域の縁側事業

「基本型」事業実施団体募集の手引き

地域の縁側を始めませんか？

～地域で人がつながるまちづくりを目指して～

地域が
つながる

人が
つながる

想いが
つながる



2024年（令和6年）8月

藤沢市 福祉部 地域共生社会推進室

目 次

I	地域の縁側事業の趣旨	・ ・ ・	1
II	地域の縁側事業の概要	・ ・ ・	2
III	地域の縁側事業「基本型」	・ ・ ・	3
1	「基本型」事業実施対象団体		
2	「基本型」の要件		
3	「基本型」への支援		
IV	募集・審査選考・結果	・ ・ ・	7
1	地域の縁側事業「基本型」実施団体募集の流れ		
2	地域の縁側事業「基本型」実施団体募集		
3	審査選考		
V	補助金交付申請～事業報告～補助金交付	・ ・ ・	15
1	補助金交付申請・決定		
2	事業報告		
3	補助金交付		

※ 補助金の交付は、令和6年度予算の範囲内での実施となります。

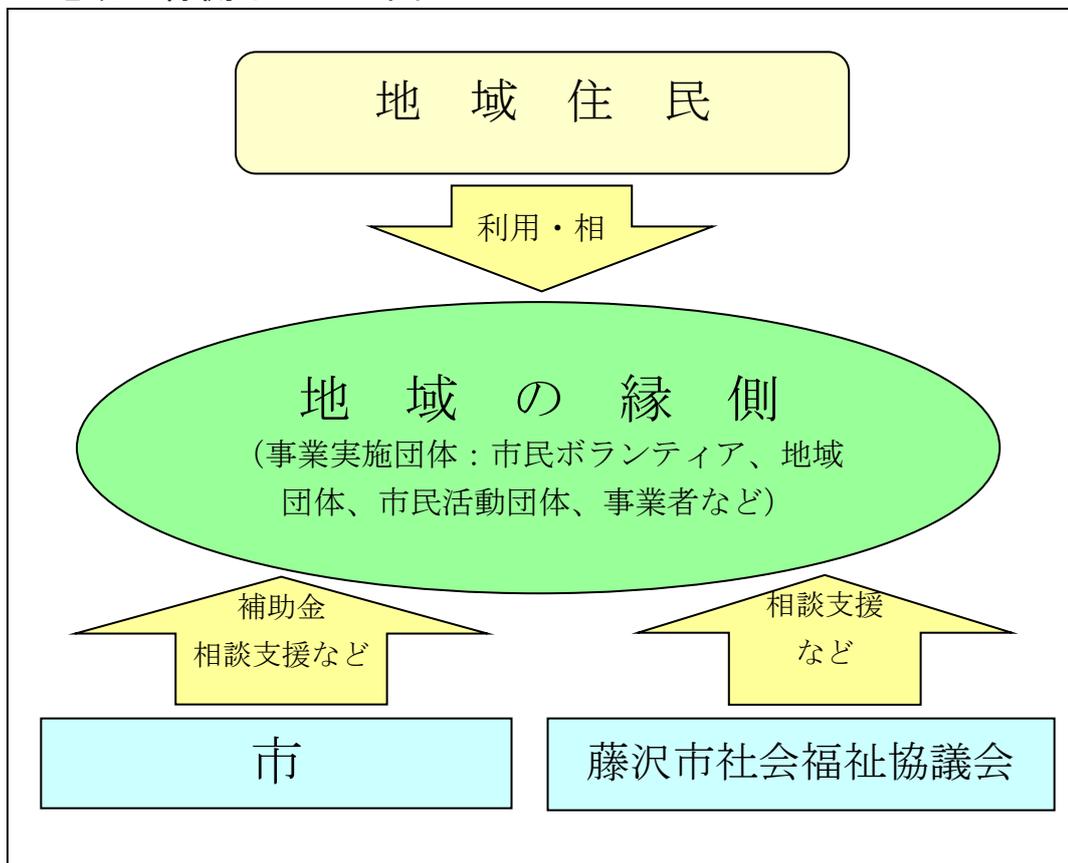
※ 令和7年度以降の運営補助については、市議会における予算の議決を前提としています。

I 地域の縁側事業の趣旨

超高齢社会の進展や単身世帯の増加、社会経済情勢の変化等に伴い、地域におけるコミュニティが希薄化し、地域の様々な課題への影響が懸念されています。そうした現状を踏まえ、本市では、住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、人の和を広げ、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所を「地域の縁側」と位置付けます。

市では、藤沢市社会福祉協議会と協働し、地域の縁側事業の実施団体（市民ボランティア、地域団体、市民活動団体、事業者など）に運営費の補助や相談機能の支援などを行います。

※地域の縁側イメージ図



II 地域の縁側事業の概要

地域の縁側事業の類型

地域の縁側事業は、次に掲げる3つの類型があります。

なお、今回募集するのは、このうち「基本型」の事業実施団体です。

(1) 基本型

次の2点の機能を備えたものを「基本型」とします。

- ① 誰もが気軽に立ち寄れる居場所（高齢者、障がい児者、青少年、子ども等の多世代が集え、交流できる場所）が設けられていること。
- ② 気軽に相談ができ、必要に応じて専門的な相談機関や必要な支援につながるような相談の仕組みができていること。

(2) 特定型

高齢者の居場所、子育てサロン、障がい児者交流サロンなど、特定の利用対象者の誰もが自由に集え、交流できる又は基本型の要件には合致しないものの、趣旨が同じで交流できる居場所の機能を有するものを「特定型」とします。

(3) 基幹型

誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みのひとつとして、本市が独自に設置する地域ささえあいセンターを「基幹型」とします。

※地域ささえあいセンターでは、生活支援や介護予防支援サービス提供主体間のネットワークづくりのほか、サービス提供主体の活動ニーズと活用可能な地域資源のマッチングなどを行います。

また、地域の様々な取組のコーディネート機能を担う「生活支援コーディネーター」を配置しています。



Ⅲ 地域の縁側事業「基本型」

1 「基本型」事業実施対象団体

「基本型」事業実施対象団体については、次の（１）～（６）までのいずれかに該当する団体とします。なお、運営の主体が（３）～（６）の場合は、地域団体や地域住民が参加した運営会議などを定期的（３ヶ月に１回の年４回程度）に開催し、地域の意見を運営に反映していくことが必要となります。

- （１）市内の地域団体（地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、自治会・町内会など）
- （２）次に掲げる要件の全てに該当する任意団体
 - ① 市内に活動拠点を有していること。
 - ② ５人以上によって構成されていること。
 - ③ 藤沢市民が５人以上いること。
 - ④ 団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること。
 - ⑤ 申請時までには団体として設立されていること。
- （３）市内に活動拠点を有する特定非営利活動法人
- （４）市内に活動拠点を有する地域密着型サービス運営事業者
- （５）市内に活動拠点を有する社会福祉法人
- （６）市内に活動拠点を有する公益社団法人、若しくは公益財団法人又は市内に活動拠点を有する一般社団法人、または一般財団法人であって法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第９号の２に規定される非営利型法人
- （７）事業を実施する場所が、湘南台地区、六会地区、遠藤地区であること。（該当地区か判断がつかない場合にはご相談ください。）

2 「基本型」の要件

「基本型」の要件については、次の（１）～（３）のすべてに該当するものとします。

（１）基本機能

次の２つの機能を有するものとします。

- ① 誰もが気軽に立ち寄れる居場所（子どもから高齢者、障がい者等の多世代が集え、交流できる場所）が設けられていること。
- ② 気軽に相談ができ、必要に応じて専門的な相談機関や支援につながるような仕組みがあること。

（２）実施内容

次の①～⑥のすべてに該当するものとします。

- ① 週１回以上（原則、定例曜日・時間）開設すること。（週１回以上とは、年間の開設日数３８日以上、かつ１ヶ月に１回以上の開設とする。）
- ② １回の開設時間は、日中の時間帯（９時～１７時）の間で４時間以上を確保すること。
- ③ 開設時間内には、見守りや相談等のスタッフが常駐すること。
- ④ 専門的な相談スタッフの配置までは要件としないが、軽易な相談に対応ができ、必要な相談窓口につなげることができる仕組みを整え、実施すること。
- ⑤ 居場所の利用及び相談については、無料とすること。
- ⑥ 藤沢市地域の縁側事業実施要領第６条に定めた内容とすること。

（３）実施場所

次の①～⑤のすべてに該当するものとします。

- ① 市内に事業実施場所があること。
- ② 概ね１０人以上が集え、交流できる広さ（屋外及びトイレ・キッチンなどを含まない供用スペースが概ね２０㎡以上）があること。
- ③ 事業実施場所内にトイレが設置されていること。
- ④ 他の収益事業（介護保険事業等を含む）と同一場所及び同一時間帯に行う場合には、あらかじめ壁等で明確に区切ること。
- ⑤ 同一場所及び同一時間帯に、藤沢市の他の補助事業を実施する会場ではないこと。

※なお、地域市民の家を活用し、事業実施することもできます。

（詳細についてはP 8 参照）

3 「基本型」への支援

(1) 補助金の交付

市は、地域の縁側事業「基本型」実施団体に対して、次の①～③の補助金を交付します。

- ① 施設改修費・・・30万円を上限に、必要に応じて補助
 - ② 備品購入費・・・15万円を上限に、必要に応じて補助
- ※上記①②の補助を受けた場合は、翌年4月1日を起算日として、以後5年間は同様の補助は受けられません。
- ③ 運営費・・・年間開設日数に応じて補助（原則として、事業実施に伴う支出のうち人件費を除く、ボランティアの費用弁償、施設利用料、光熱水費などが対象）

【今回は事業開始が12月1日以降となるため、4ヶ月分の金額】

週間開設回数	令和6年度開設日数	令和6年度補助金額
週1回程度	13日～25日	50,000円
週2回程度	26日～38日	83,000円
週3回程度	39日～51日	110,000円
週4回程度	52日～63日	126,000円
週5回程度	64日～76日	143,000円
週6回程度	77日～89日	160,000円
週7回程度	90日以上	176,000円

※年間開設日数については、1年間実施した場合の3分の1の日数で設定しているが、割り切れない場合は、重複をさけるため、最小値は切り上げ、最大値は切り捨てで設定。補助金額は、千円未満は切り捨て。

【参考：1年間事業実施していただいた場合の補助金額は、次のとおり】

週間開設回数	年間開設日数	年間補助金額
週1回程度	38日～76日	150,000円
週2回程度	77日～115日	250,000円
週3回程度	116日～153日	330,000円
週4回程度	154日～191日	380,000円
週5回程度	192日～230日	430,000円
週6回程度	231日～268日	480,000円
週7回程度	269日以上	530,000円

※週1回程度：年間開設日数38日（年間48週×80％）から76日（年間48週×2回×80％）で設定。他も同様の考え方で算出。

(2) 相談機能の支援

市及び藤沢市社会福祉協議会の各種専門職や相談窓口による相談支援などを行います。

- ① 研修会等による相談スタッフの資質向上
- ② 相談スタッフからの相談、アドバイス
- ③ 出張相談
- ④ 相談者（利用者）への個別対応
- ⑤ 子どもから高齢者、障がい者等の各相談機関とのネットワークづくり

(3) ボランティアポイント制度

地域の縁側事業「基本型」については、別途申請をしていただくことで、次のボランティアポイントの対象施設になります。

① いきいきパートナー事業

いきいきパートナー事業に参加登録された藤沢市内に住所を有する65歳以上の方がボランティア活動を行った場合に、1回ごとに1ポイント（100円）が付与されます。

② 地域の縁側ポイント事業

上記「いきいきパートナー事業」の対象者にならないボランティア（16歳以上65歳未満）の方がボランティア活動を行った場合に、1回ごとに1ポイント（100円）が付与されます。

※上記①②ともに活動を実施した翌年度の4月1日から5月末までに活動したご本人が、市に転換申出書を提出することで、累積ポイント（上限50ポイント）を支援金へ転換（換金）できます。

(4) その他の支援について

① 施設賠償保険の加入

ボランティア活動が安心してできるよう、市が施設賠償保険に加入します。（地域の縁側活動は、市の市民活動災害補償保険の対象になりません。）

② 広報活動

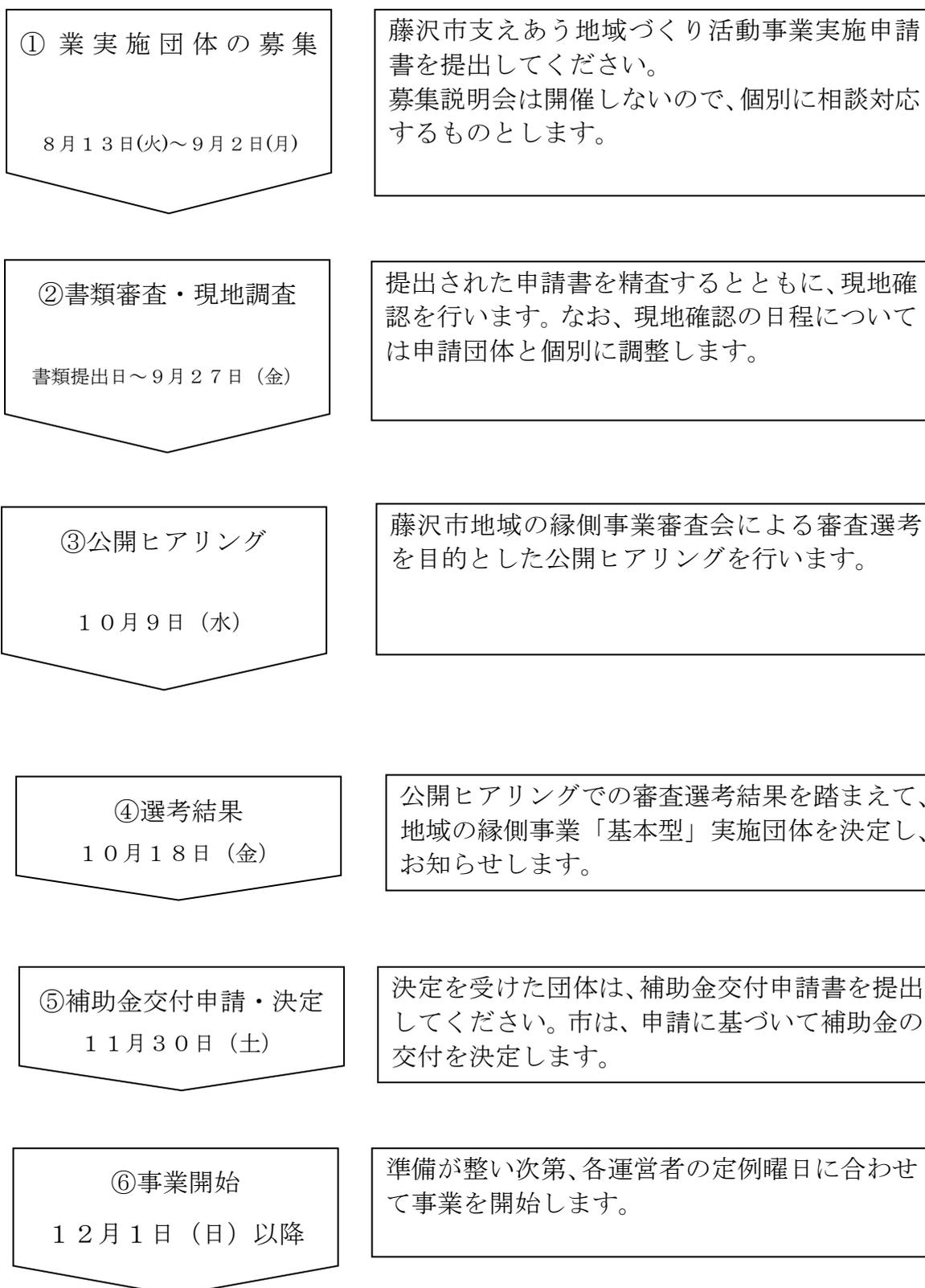
地域の縁側での活動やイベントの実施などを広報ふじさわ、市及び藤沢市社会福祉協議会のホームページなどを活用し、周知します。

③ のぼり旗・ロゴマーク看板・ステッカー配布

藤沢市地域の縁側のロゴマークを印字したのぼり旗、プラスチック看板及びステッカーを配布します。

IV 募集・審査選考・決定

1 地域の縁側事業「基本型」実施団体募集の流れ



2 地域の縁側事業「基本型」実施団体募集

(1) 募集期間

2024年(令和6年)8月13日(火)～9月2日(月)

受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時 土日・祝日除く

※期限は厳守してください。書類の不備などにより、最終日の提出締め切り時刻(午後5時)を過ぎた場合は受付できません。

(2) 選定を予定する団体数

予算の範囲内で1団体程度

(3) 対象地区

遠藤地区(地区内1)、六会地区(地区内1)、湘南台地区(地区内

1)

※地域の縁側の設置数が少ない地区

(4) 地域市民の家の活用について

地域の縁側事業「基本型」の事業実施場所として、地域市民の家を活用することができます。**希望する団体は、地域共生社会推進室と事前相談を行ってください。**(既に実施している地域市民の家を除く)

・時 間：午前9時～午後1時、午後1時～5時

・利用料金(4時間)：ホール300円、そのほかの部屋200円

※実施日等について事前相談の上、調整が必要となります。

No.	名 称	所 在 地	地 区
1	高倉市民の家	高倉495番地の1	湘南台
2	六会市民の家	亀井野838番地の3	六 会
3	遠藤市民の家	遠藤1番地	遠 藤
4	小栗塚市民の家	西俣野315番地の48	六 会
5	円行市民の家	円行二丁目7番地の24	湘南台
6	石川市民の家	石川二丁目19番地の1	六 会
7	石川コミュニティセンター	石川一丁目1番地の22	六 会

(5) 提出書類

提出書類については、次の①～⑦になります。なお、①～④の書式については、市のホームページからダウンロードすることができます。

- ① 藤沢市支えあう地域づくり活動事業実施申請書（第1号様式）
- ② 藤沢市地域の縁側事業「基本型」概要書（様式A）
- ③ 藤沢市地域の縁側事業「基本型」収支予算書（様式B）
- ④ 藤沢市地域の縁側事業「基本型」連絡担当者名簿
- ⑤ 事業実施場所の見取図（任意の書式）
- ⑥ 定款又は規約（会則）
- ⑦ 役員名簿又は会員名簿

(6) 提出方法

提出書類は、**A4・片面**で地域共生社会推進室の窓口[※]に直接持参ください。
なお、必ず事前に予約の連絡をお願いします。また、提出書類の返却はできません。



3 審査選考

審査選考については、「地域の縁側事業審査会」（以下、審査会）が実施します。審査委員は、地域共生社会推進室長、福祉総務課長、市民自治推進課長、子育て企画課長、生涯学習総務課長、藤沢市社会福祉協議会になります。

(1) 審査選考

「(2) 審査の評価項目・評価の視点」に基づき、書類審査、事業実施場所の現地確認及び公開ヒアリングによる審査を行います。

審査終了後、審査委員が採点による選考を行い、予算の範囲内で実施団体を決定します。選考については、非公開とします。

※公開ヒアリングについて

原則申請順で、1団体につき、発表5分、質疑応答10分の合計15分程度とし、団体の代表者又は実際に活動を行う方が参加してください。

なお、応募団体の数によって、時間を変更する場合があります。

(2) 審査の評価項目・評価の視点（4項目）

評価項目と評価の視点	
実施体制	団体として、人員・事業実施体制が整っており、継続的な事業実施が見込まれる。
実施場所	事業実施場所の立地条件、広さ、設備などが整っており、継続的に利用が見込まれる。※重点地区優遇
地域貢献	地域との交流、地域貢献活動、地域イベントへの参加・協力などの実施が見込まれる。
活動意欲	事業の目的・意図を理解し、自主的・主体的に利用促進を図るための広報・PR、イベント・講座の実施を行うなど、創意工夫を持って事業に取り組める。

(3) 審査結果

合否にかかわらず、2024年（令和6年）10月18日（金）までにお知らせします。

V 補助金交付申請～事業報告～補助金交付

1 補助金交付申請・決定

補助金については、補助金交付申請書などの書類を提出してください。申請内容に基づいて、補助金の交付を決定します。

2 事業報告

(1) 四半期事業報告

事業実施団体は、事業の実施状況を四半期ごとにまとめ、7月、10月、1月、4月、の各月10日（土曜日、日曜日又は祝日等の場合は、翌開庁日）までに、事業実績を報告してください。

(2) 年次事業報告

事業実施団体は、当該年度の事業実績をまとめ、当該年度の各事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日（土曜日、日曜日又は祝日等の場合は、翌開庁日）までに、年間の事業実績を報告してください。

3 補助金交付

補助金交付の決定及び年次事業報告の内容に基づき、補助金の交付を行います。

なお、団体の実情・経費の内容などによって補助金の一部又は全額を前払いすることも可能とします。



記 載 例

第1号様式（第5条関係）

藤沢市支えあう地域づくり活動事業実施申請書

年 月 日	
藤 沢 市 長	
所在地	※代表者の団体における役職 と氏名をご記入ください。
団体名	
代表者名（役職）	
次のとおり申請します。	
団 体 名 称	
申 請 事 業	<input type="radio"/> 地域の縁側事業「基本型」
	<input type="checkbox"/> 地域の縁側事業「特定型」
	<input type="checkbox"/> 安全・安心ステーション事業
	<input type="checkbox"/> 地区ボランティアセンター事業
設 立 年 月 日	年 月 日
実 施 場 所	
添 付 書 類	

※ 添付書類については、各事業実施要領を参照してください。

様式A（第7条関係）

藤沢市地域の縁側事業「基本型」概要書

団 体 名		
開 設 予 定 日	曜日（週 回程度）	
開 設 予 定 日 数	日／年	
開 設 予 定 時 間	時 ～ 時	
常 駐 予 定 人 数	人／回	
利 用 予 定 人 数	人／回	
事業実施場所 （所有者から使用許可を受けている施設を記載してください。）	住 所	藤沢市
	家賃等支払い	有（ 円／月・回） ・ 無
	同一会場で行う事業で市から補助金等を受けているか	有 ・ 無
		有の場合は、事業内容・補助金内容をご記入ください。
イベントや講座の 実施 予 定	有 ・ 無	
	有の場合、実施予定内容・年間実施回数などをご記入ください。	
購入備品内容 （予定）	※補助金を利用して、備品を購入する場合にご記載ください。	
施設改修実施 内容（予定）	※補助金を利用して、施設改修を実施する場合にご記載ください。	
利用者募集方法 などの利用促進 施策	※利用者を増やすための方法など、ご記載ください。	
地域貢献活動・ 地域交流などの 実施予定	※地域でのイベント参加・協力などの活動がありましたら、ご記載ください。	

様式B（第7条関係）

藤沢市地域の縁側事業「基本型」収支予算書

(収入の部)

(円)

区分	予算額	摘要
地域の縁側事業補助金	△△△△△円	藤沢市より
備品購入費補助金	△△△△△円	藤沢市より
施設改修補助金	△△△△△円	藤沢市より
事業収入		
団体拠出金		
合 計		

※補助金については、千円未満は切捨てて記載してください。
 ※事業概要書の内容と整合性をとってください。
 ※区分については、収入の部は、補助金・事業収入・団体拠出金・寄附金・その他収入に、また、支出の部は、謝礼・施設利用料・通信費・印刷製本費・備品購入費・消耗品費・保険料などの項目にできるだけ整理し、**摘要欄に積算根拠等の詳細を記載してください。(内訳の詳細は別紙としてご提出ください。)**
 ※収入と支出の合計額が合致しているか確認してください。

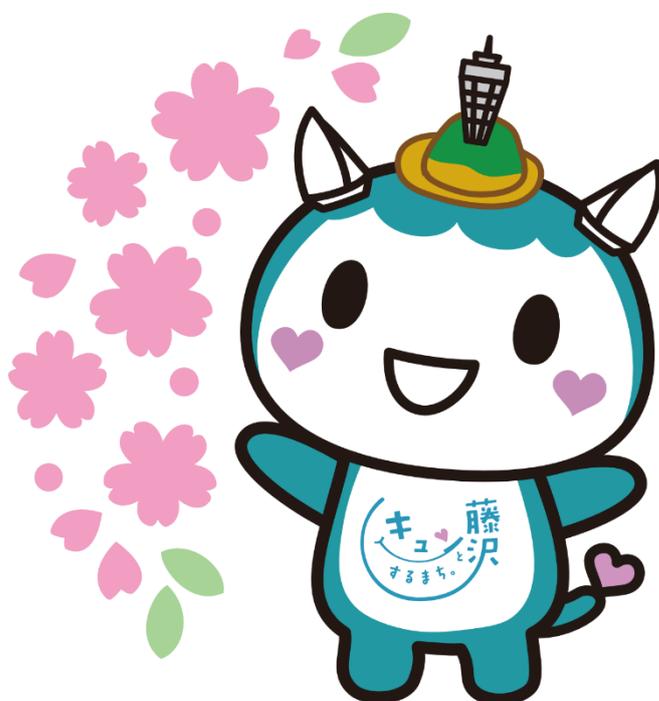
(支出の部)

区分	予算額	補助金充当額	摘要
備品購入費	△△△△△円	△△△△△円	△△×1台
施設改修費	△△△△△円	△△△△△円	△△改修
謝礼	△△△△△円	△△△△△円	△△講師謝礼 ×××円
施設利用料	△△△△△円	△△△△△円	〇〇〇円×△時間×△回
通信費	△△△△△円	△△△△△円	□□円×△△通
印刷製本費	△△△△△円	△△△△△円	△△用チラシ〇〇円 ×△△枚
消耗品費	△△△△△円	△△△△△円	詳細は別紙
保険料	△△△△△円	△△△△△円	利用者保険料×××円 ボランティア保険料×××円
合 計	△△△△△△円	△△△△△△円	

(提出書類)

藤沢市地域の縁側事業「基本型」連絡担当者名簿

団 体 名		
担当者連絡先等 (※非公開情報)	氏名	(役職)
	住所	
	電話	FAX
	Eメール	※携帯電話の番号及びEメールアドレスはお持ちであれば、必ずご記入ください。



藤沢市地域の縁側事業
「基本型」実施団体募集の手引き
(令和6年度)

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市 福祉部 地域共生社会推進室
電話 0466 (25) 1111 (代表) 内線 3151
メール fj-kyousei@city.fujisawa.lg.jp